

令和 7 年度 第 2 回
古賀市国民健康保険運営協議会 資料

(令和 8 年度の国民健康保険税率の検討について)

子ども・子育て支援金制度

※ 子ども家庭庁「子ども・子育て支援金制度について（令和7年3月）」の資料

こどもまんなか
こども家庭庁

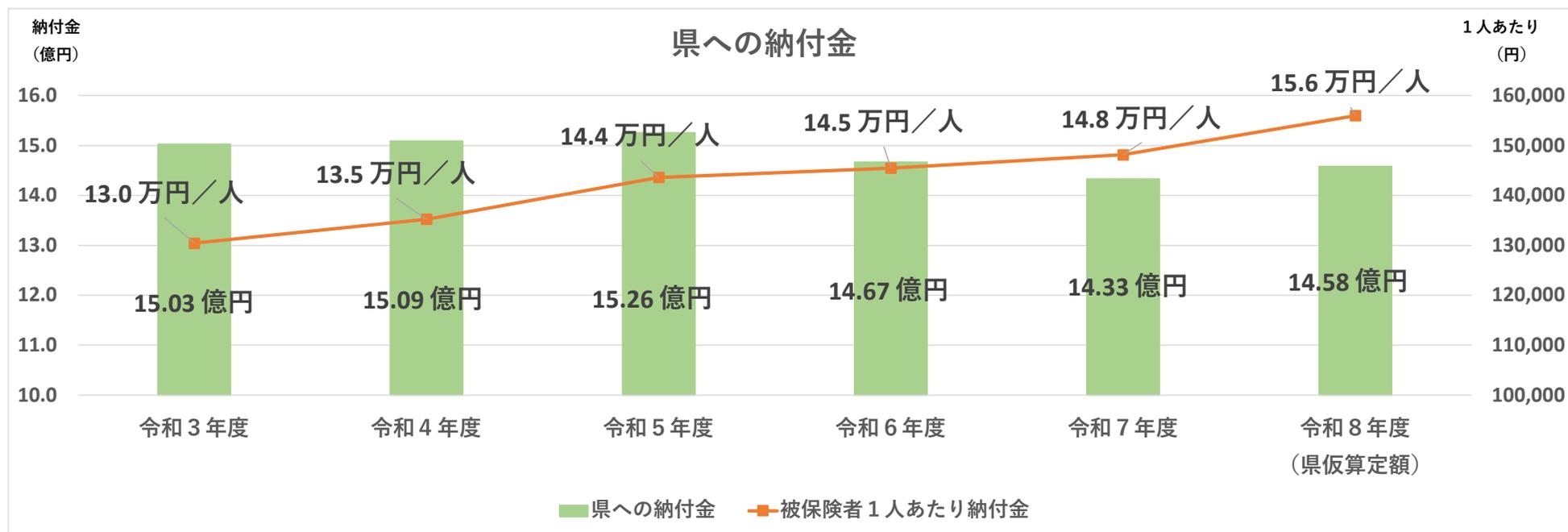
子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

（月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め）

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (2)	(参考) ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (1)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 〔(参考) 被保険者一人当たり 450円〕	400円 〔(参考) 被保険者一人当たり 600円〕	500円 〔(参考) 被保険者一人当たり 800円〕	10,800円 〔(参考) 被保険者一人当たり 17,900円〕	4.5%
協会けんぽ	250円 〔(参考) 被保険者一人当たり 400円〕	350円 〔(参考) 被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔(参考) 被保険者一人当たり 700円〕	10,200円 〔(参考) 被保険者一人当たり 16,300円〕	4.3%
健保組合	300円 〔(参考) 被保険者一人当たり 500円〕	400円 〔(参考) 被保険者一人当たり 700円〕	500円 〔(参考) 被保険者一人当たり 850円〕	11,300円 〔(参考) 被保険者一人当たり 19,300円〕	4.6%
共済組合	350円 〔(参考) 被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔(参考) 被保険者一人当たり 750円〕	600円 〔(参考) 被保険者一人当たり 950円〕	11,800円 〔(参考) 被保険者一人当たり 21,600円〕	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 〔(参考) 一世帯当たり 350円〕	300円 〔(参考) 一世帯当たり 450円〕	400円 〔(参考) 一世帯当たり 600円〕	7,400円 〔(参考) 一世帯当たり 11,300円〕	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

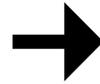
県への納付金（古賀市 → 県）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (県仮算定額)	
県への納付金	1,503,141 千円	1,509,023 千円	1,525,686 千円	1,467,250 千円	1,433,323 千円	1,458,218 千円	
(内訳)	医療給付費分	1,072,313 千円	1,080,981 千円	1,071,820 千円	1,010,217 千円	997,914 千円	999,260 千円
	後期高齢者支援金分	327,175 千円	324,029 千円	348,990 千円	352,941 千円	335,351 千円	332,967 千円
	介護納付金分	103,211 千円	103,675 千円	104,876 千円	104,091 千円	100,057 千円	98,760 千円
	子ども・子育て支援納付金分	-	-	-	-	-	27,231 千円
	その他 (過年度分の調整等)	442 千円	338 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
被保険者数 (年度平均) ※ 令和7、8年度は市が推計した値	11,525 人	11,158 人	10,624 人	10,086 人	(9,675 人)	(9,350 人)	
被保険者 1 人あたり納付金	130,424 円	135,241 円	143,608 円	145,476 円	148,147 円	155,959 円	



令和8年度の国民健康保険税率のイメージ

	古賀市の税率 (令和7年度)
医療分	
所得割	8.40 %
均等割 (1人あたり)	23,800 円
平等割 (1世帯あたり)	26,200 円
後期高齢者支援金分	
所得割	2.90 %
均等割 (1人あたり)	10,100 円
平等割 (1世帯あたり)	10,900 円
介護納付金分	
所得割	2.40 %
均等割 (1人あたり)	16,600 円
平等割 (1世帯あたり)	—



	古賀市の税率 (仮) (令和8年度)	県が示す古賀市の標準税率 (令和8年度、仮算定)
医療分		
所得割	8.40 %	8.01 %
均等割 (1人あたり)	23,800 円	30,869 円
平等割 (1世帯あたり)	26,200 円	30,515 円
後期高齢者支援金分		
所得割	2.90 %	2.88 %
均等割 (1人あたり)	10,100 円	11,016 円
平等割 (1世帯あたり)	10,900 円	10,889 円
介護納付金分		
所得割	2.40 %	2.31 %
均等割 (1人あたり)	16,600 円	10,622 円
平等割 (1世帯あたり)	—	8,210 円
子ども・子育て支援納付金分		
所得割		0.24 %
均等割 (1人あたり)		940 円
18歳以上均等割		36 円
平等割 (1世帯あたり)		916 円

「均等割」・「18歳以上均等割」の概要（子ども・子育て支援納付金分）

被保険者の年齢 ※ 年度当初（4/1）時点	子ども・子育て支援納付金分		備考
	「均等割」	「18歳以上均等割」	
18歳以上 (高校生世代より上)	○	○	「均等割」 + 「18歳以上均等割」 を課税
18歳未満 (高校生世代まで)	○ (→ 全額軽減)	×	全額軽減 ※ 「均等割」を一旦課税後に、全額軽減される仕組み

18歳以上（高校生世代より上）

「均等割」

+

「18歳以上均等割」

18歳未満（高校生世代まで）

「均等割」

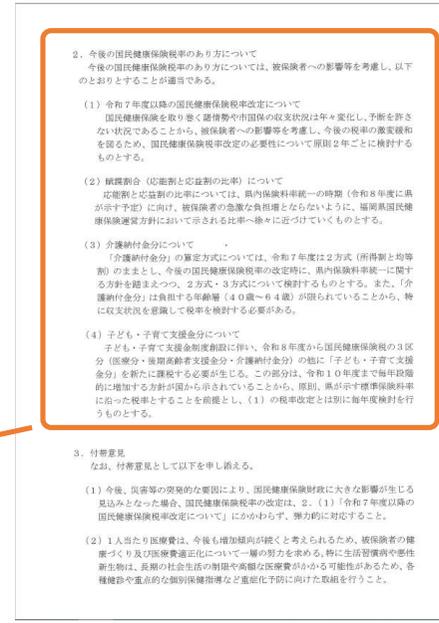
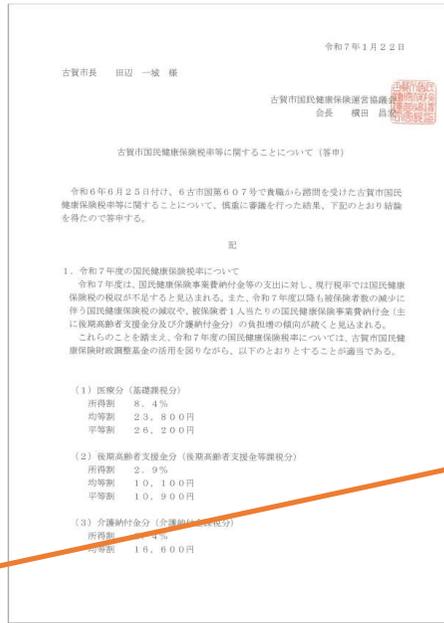
全額
軽減

18歳未満の軽減分※を、18歳以上全体で負担

※ 全額軽減の金額のうち「国・県交付金等による補填分」を除いた金額

国・県交付金等による補填

令和6年度 国民健康保険運営協議会 答申内容



令和6年度 国民健康保険運営協議会 答申内容（抜粋）

2. 今後の国民健康保険税率のあり方について

(1) 「令和7年度以降の国民健康保険税率改定について」

国民健康保険を取り巻く諸情勢や市国保の収支状況は年々変化し、予断を許さない状況であることから、被保険者への影響等を考慮し、今後の税率の激変緩和を図るため、国民健康保険税率改定の必要性について原則2年ごとに検討するものとする。

～ (2) ・ (3) 略 ～

(4) 「子ども・子育て支援金分について」

子ども・子育て支援金制度創設に伴い、令和8年度から国民健康保険税の3区分（医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分）の他に「子ども・子育て支援金分」を新たに課税する必要が生じる。この部分は、令和10年度まで毎年段階的に増加する方針が国から示されていることから、原則、県が示す標準保険料率に沿った税率とすることを前提とし、(1)の税率改定とは別に毎年度検討を行うものとする。

市国保の収支の見込み

※ 国民健康保険税・県への納付金関連部分のみの収支

	令和6年度	推計 (令和7年11月時点、令和8年度県納付金仮算定を反映)			
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 歳入 (「②歳出」の財源となる部分)	15.41億円	14.73億円	14.79億円	14.37億円	14.01億円
国民健康保険税	10.28億円	10.25億円	10.10億円	9.78億円	9.51億円
(医療分)	(7.08億円)	(6.91億円)	(6.68億円)	(6.43億円)	(6.21億円)
(後期高齢者支援金分)	(2.49億円)	(2.59億円)	(2.51億円)	(2.41億円)	(2.33億円)
(介護納付金分)	(0.70億円)	(0.75億円)	(0.72億円)	(0.69億円)	(0.67億円)
(子ども・子育て支援納付金分)	—	—	(0.19億円)	(0.25億円)	(0.30億円)
国・県負担金等 (関連部分のみ)	5.13億円	4.48億円	4.69億円	4.59億円	4.50億円
(医療分)	(4.18億円)	(3.43億円)	(3.59億円)	(3.50億円)	(3.43億円)
(後期高齢者支援金分)	(0.75億円)	(0.82億円)	(0.79億円)	(0.76億円)	(0.74億円)
(介護納付金分)	(0.20億円)	(0.24億円)	(0.23億円)	(0.22億円)	(0.21億円)
(子ども・子育て支援納付金分)	—	—	(0.08億円)	(0.10億円)	(0.13億円)
② 歳出 (「①歳入」を財源とする部分)	15.51億円	15.24億円	15.47億円	15.37億円	15.32億円
県への納付金	14.67億円	14.33億円	14.58億円	14.49億円	14.44億円
(医療分)	(10.10億円)	(9.98億円)	(9.99億円)	(9.83億円)	(9.71億円)
(後期高齢者支援金分)	(3.53億円)	(3.35億円)	(3.33億円)	(3.33億円)	(3.35億円)
(介護納付金分)	(1.04億円)	(1.00億円)	(0.99億円)	(0.98億円)	(0.96億円)
(子ども・子育て支援納付金分)	—	—	(0.27億円)	(0.35億円)	(0.42億円)
給付、保健事業等 ※ 医療分	0.84億円	0.91億円	0.89億円	0.88億円	0.88億円
差し引き収支 (単年度) ※ ① - ②	▲ 0.10億円	▲ 0.51億円	▲ 0.68億円	▲ 1.01億円	▲ 1.31億円
(医療分)	(0.31億円)	(▲ 0.55億円)	(▲ 0.62億円)	(▲ 0.78億円)	(▲ 0.95億円)
(後期高齢者支援金分)	(▲ 0.28億円)	(0.06億円)	(▲ 0.03億円)	(▲ 0.16億円)	(▲ 0.28億円)
(介護納付金分)	(▲ 0.13億円)	(▲ 0.01億円)	(▲ 0.04億円)	(▲ 0.07億円)	(▲ 0.08億円)
(子ども・子育て支援納付金分)	—	—	(0.00億円)	(0.00億円)	(0.00億円)
基金残高 (各年度末時点)	4.31億円	3.80億円	3.12億円	2.11億円	0.80億円
(前年度比)	(▲ 0.21億円)	(▲ 0.51億円)	(▲ 0.68億円)	(▲ 1.01億円)	(▲ 1.31億円)

※ 「差し引き収支 (単年度)」は、国保税や納付金関連部分のみの収支について繰越金等を考慮せずに算出した概算値のため、国民健康保険特別会計全体の予算額・決算額とは異なる
 ※ 令和7年度以降、「医療分」・「後期高齢者支援金分」・「介護納付金分」の国保税率は一定と仮定、「差し引き収支 (単年度)」のマイナス額と同額を基金から取り崩すと仮定して算出
 ※ 令和8年度以降、「子ども・子育て支援納付金分」は歳入と歳出が同額として算出
 ※ 数値を四捨五入して表示しているため、内訳と合計に差が生じている部分がある